

身障者に福音

『心身障害者扶養共済制度』

4月から実施の運び

心身障害者扶養共済制度が四月から県で条例化されます。この制度は、心身障害者を扶養している人が、万一死亡したり、廃疾となったような場合、残された心身障害者に年金を送る制度です。

○心身障害者の範囲

- ①精神薄弱者
- ②身体障害者福祉法による一級から三級までに該当する障害者
- ③精神または身体に永続的な障害を有するもので、①②と同程度と認められる者

○加入者の資格

○年金の給付

心身障害者を現に扶養している、心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族で、四月一日現在六十五才未満の者（ただし昭和四十六年四月一日からは四十五才未満になります）

○掛金の納付
掛金は月払いで、金額は次のとおりです。
（加入者の年令）
三五才未満 一、〇〇〇円
三五才以上四五才未満 一、三〇〇円
四五才以上 一、五〇〇円

引揚者特別交付金

3月31日で時効です

引揚者特別交付金の請求手続きを、まだしていない方はおられません。この交付金は、今年の三月三十一日までに請求しないと、無効になってしまいますのでご注意ください。

原、沖繩を除く一一年以上生活の本拠があり、その後引き揚げた人と、昭和二十年八月十五日以降に死亡した引揚者の遺族（請求できるのは、配偶者、子、父、母、孫）です。まだ請求していない方は、至急に福祉事務所へ手続きをすませてください。



恵まれない人に愛の手を 善意銀行に みんなの支援

社会福祉事業に対する市民参加の基本的要素であるボランティア（篤志家）活動は、近年急速に発展してきました。善意銀行は、こうした善意を有効に生かすお手伝いをすると同時に、より多くのひととびとが社会福祉事業に参加できるよう設けられたものです。

望むときに、隣人幸せも願い、また、社会的に弱い人や、恵まれない人たちを救う気持ちをもっているものです。そうした善意を、どういう形であらわしたらよいか、わから

3月の心配ごと相談

- 6日 小来川支所
- 20日 日光公会堂 (人権、行政合同)
- 27日 清滝公民館



ないために、埋もれたままにしている人も、数多くいると思います。善意銀行は、そうした自発的奉仕活動をたかめる手助けとなるもので、あくまで奉仕者の意志を尊重し、預託という形でお預りした金品や、労力・技術などの尊い善意を、ご希望にそって、とき、ところを選び、最も適切な方法で払い出し（奉仕活動）を行ないます。

○預託

指定預託（預託者が払い出し先を指定する）と一般預託があり、個人・グループによる金品技術、労力などすべての善意を受け付けます。

（現在グループでは、JRC日光高校、YYS会、BBS会、老人クラブなどが奉仕活動を行なっております。）

社会的、経済的に愛の手を望んでいるかたがたに、それぞれのサービスを行なっています。单身のおとしよりや、闘病生活で話し相手の欲しいかた、金銭的に困っているかたなど、事務局または、地区の民生委員にご相談ください。

秘密はかたく守ります。

○取り扱い先
社会福祉法人日光市社会福祉協議会事務局（福祉事務所内）

善意銀行に預託
二月十九日まで善意銀行に金品を預託された方のお名前をお知らせします。ご協力ありがとうございました。（敬称略）

- △岡崎貞亮（中鉢石）一〇、〇〇〇円
- △〇〇円児童遊園地ゴミ入れに△長嶋大造（安良沢）二、五〇〇円
- △肢体不自由児協会に△安川町第一・第二深交旅行会（代表根元兵七）二〇、〇〇〇円
- △同協会に△竹沢啓三（御幸町）五〇〇円
- △下野三楽園に△鶴島アヤ（安川町）貧困者に△鶴見吉陸（稲荷三）二八〇円
- △肢体不自由児に△知野カツ（稲荷三）五〇〇円
- △日光地区老人ホームに△菅谷邦敏（都大田区）三、〇三〇円
- △社会福祉施設に△稲荷町一丁目長寿会（代表松永久）そうきん一〇〇枚
- △市内施設に△早川清（和の代）ヒナ人形一式清滝保育所に

善意銀行通し

ひな人形を寄贈

早川さん清滝保育所に

早川清さん（和の代）から贈られた「ひな人形」と保育児たち（写真下）

